

説話の待遇表現

打聞集と今昔物語集との關係をとおして

東 辻 保 和

目次

はじめに

第一節 待遇表現の比較(一)

第二節 待遇表現の比較(二)

第三節 待遇表現の比較(三)

第四節 未整備の文章

第五節 尊敬表現欠落の偶然性

第六節 尊敬表現偶然性の否定
結びに代えて

はじめに

打聞集と今昔物語集とは近い關係にあるが、直接の伝承關係には無いと認められること⁽¹⁾及び、両者には共通母胎をなす先行説話書として散佚宇治大納言物語の存在を想定し得ること⁽²⁾、以上は、説話研究者の間で広く行われている通説と受取つてよいようである。

一体、説話というものの性質上、語り手、聞き手の存在を無視し得ないのは勿論のこと、更には、筆録者の存在を考慮に入れねばならぬ場合も有ろう。これらの言語主体は、先行説話を享受するに当っていかなる働きをしていたものであろうか。それは、例えば、一ニの語句の変更⁽³⁾に止まる小規模な改変を始めて、説話内容そのものの交代——縮小、増

補等をも含めて——に至るまでの、様々な場合があり得るのであるが、小稿においては、より端的に、言語主体の立場の介入を示す例として、待遇表現に着目してみようと思う。

第一節 待遇表現の比較(一)

打聞集第三話、今昔物語集卷第六の第四には、「好恵三蔵」(打聞)、「康僧合三蔵」(今昔)と因王とが主要人物として登場する。両作品における、これらの人物に対する待遇表現を対照して掲げれば次の如くなる。

〔対「三蔵」〕

(今昔)

- 三蔵答テ宣ハクヲ釈迦佛ハ(略)ト(60頁4行)
- 三蔵答テ宣ハク(60頁9)
- 三蔵答テ宣ハク(60頁12)
- 三蔵祈リ可出奉キ由ヲ受給ヒツ(60頁13)
- 三蔵ノ答ハ給ハク(60頁14)

(打聞)

- 早昔失給テト申(34行)
- 三蔵ノ申云(35)
- 三蔵申サク(38)
- 三蔵祈ヘキ由ヲ申ス(39)
- 三蔵申ク(39)

- 三蔵、紺瑠璃ノ壺ヲ机ノ上ニ置テ、花ヲ散シ香ヲ焼テ祈リ申シ給フニ七日過ヌ(61頁)
- 三蔵紺瑠璃ノ壺ヲ机ノ上ニ持テ花香奉テ祈ニ七日過ヌ(41)

- 三蔵「今七日ヲ可被延ヒ申シ給ハバ、七日ヲ延ベテ祈リ給フニ(61頁2)
- イマ七日ヲ延ハル由ヲ申七日延ヘテ祈ニ(42)

- 三蔵、今、日ヲ可被延キ由ヲ申シ給フ。申シ給フニ隨テ七日ヲ被延レヌ(61頁4)
- イマ七日ノハキラル由ヲ申スニ隨テイマ七日延ヌレ(43)

- 誠ノ心ヲ發シテ禮拜恭敬シテ祈リ給フ程(61頁5)
- 切ニマテ行フ間ニ(43)

- 三蔵、舍利出給ハル由ヲ國王ニ申シ給フ(61頁6)
- 三蔵王ニ舍利出給由ヲ申ス(44)

- 三蔵ノ申シ給フ隨テ急ニ寺ヲ造テ舍利ヲ安置シ奉リ給フ(62頁2)
- 三蔵ノ申ニ隨テ速ニ塔ヲ造給テ此舍利ヲ安持シ奉給ヘリ(46)

右の如く、「三蔵」は、今昔物語集においては、一貫して尊敬語を以て待遇されているのに対して、打聞集においては、尊敬待遇零あるいは謙讓語を以て待遇されているという差異を認めることが出来る。

一方、「王」に「国王」に對してはいかがであらうか。

「對「王」に「国王」」

- 王ノ宣ハク「其釈迦佛于
今在スヤ否ヤト (60.4)
 - 王ノ宣ハク (60.8)
 - 国王宣ハク (60.10)
 - 国王ノ宣ハク (60.11)
 - 国王警テ其所ニ行テ見給
ニ (61.6)
- 其尺迦佛ハ御坐ヤト問
給ハハ (34)
- 王ノ、給ハク (35)
- 国王問給ク (36)
- 王マハク (37)
- 王悦テ往テ見給ニ (38)

等の如く、兩作品共に尊敬語を以て待遇しており、例外的に今昔物語集に左の一例を見出すに過ぎない。

○其ノ国ノ王(略)恠テ
「何人ゾト問フニ(60.3) 何人ゾト問給(34)

即ち、本話に關しては、今昔物語集は「三蔵」に「国王」を共に尊敬待遇しているのに對して、打聞集は、「国王」を尊敬待遇している点で今昔物語集と等しいが、「三蔵」を尊敬待遇していない点で異なることがわかる。

第二節 待遇表現の比較(二)

打聞集第九話、今昔物語集卷第六の第六には、「玄奘三蔵」、「病者(觀自在菩薩)今昔、觀世菩薩」打聞集が主要人物として登場する。兩作品における、これらの人物に對する待遇表現を比較してみるのは、本話を、觀世音菩薩が玄奘に般若心經を授け終つて姿を消すところまで(今昔66.16、打聞192)の前半と、それ以後の後半とに分けて考察する必要があることがわかる。まづ前半における「玄奘」に對する待遇表現は次の如くである。

(今昔)

(打聞)

- 天竺ニ渡リ給間、広キ野ノ逸ニ遠キヲ通リ給フ程ニ日暮レヌ (65.3)
 - 「人ニ値ヌト思給テ喜ヲ成シテ、近ク寄テ見給ハハ」 (65.5)
 - 般若心經ヲ音ヲ挙テ誦シ給フ。此ノ經ノ音ゾ聞テ (65.7)
 - 此心經ハ、法師、天竺ニ渡リ給フ間ニ、道ニシ
- 天竺ニ渡所ニニ往テ佛法ヲ學ヒ往ク広キ野ノ、玄カニ遠ヲ往道トホクシテ日クレヌ (67)
- 人ニアヒヌト思テ悦ヲナシテヨリテ見ハ(69)
- 心經ヲ音ヲサ、ケテ誦程ニ此音ヲ聞テ(70)
- 此心經ハ三蔵ノ天竺ヨリ渡ル間道ニテ

伝ハ得給ヘル所ノ経也

(65.9)

○「事ノ有様ヲ問ハム思テ

寄テ問テ宣ハク「汝ハ何

人ノ何ナル病有テ

○法師、此レヲ聞テ涙ヲ流

シテ宣ハク「汝ガ身ハ既

ニ不淨ニ成リニク

○法師、寄テ、病者ノ胸、

程ヲ先ヅ舐リ給フ

○悲ビノ心深クシ臭キ香モ

不思議ズ、膿タル所ヲハ

其膿汁ヲ吸テ吐キ弃ツ

(66.9)

○頸ノ下ヨリ腰ノ程マテ舐

リ下シ給フニ、舌ノ跡、

例ノ膚ニ成リ持行テ愈ユ

(66.10)

右の如く、今昔物語集においては、尊敬待遇が与えられているが、打聞集においては全く与えられていない。但し、次の個所には、今昔物語集において、例外的に尊敬待遇が与えられていない。

伝タテマツル所経也

(171)

事ノアリサマヲ問汝ハ

何人イカナル事アリテ

(175)

三蔵目ヨリナミタヲナ

カシテ云汝カ身ハ不淨

ニ成レタリ

聖ヨリテ胸ノ程ヲ先ネ

(183)

フル

悲ノ心深キマ、嗅モヲ

ホエヌ□テカナシカリ

ダレハネフル

頸下ヨリ腰モテ咭リ下

程ニ只癒ニシ以イク

(186)

○而レ問、臭香微ニ出来ル

難堪キ事无限シ。鼻ヲ塞

テ退クニ、此ノ香ノ奇特

ナル漸ク寄テ見レバ、草

木モ枯レ、鳥獸モ不來ス。

強ニ寄テ見レバ、一人、

死人有リ。「此レガ香也ク

ト」思フ程ニ

(183)

あるいは、先行説話書に既にこう有つたものか。

一方、観世音菩薩に対しては次の如くである。

○此ノ病人忽変ジテ観自在

菩薩ト成リ給ヒヌ

○菩薩、即チ起居給テ、法

師ニ告テ宣ハク「汝ガ真

ノ、(略)

○搔消ツ様ニ失給ヌ

(66.16)

エモイハヌ嗅香ス漸ク

ヨリテ見レハ草カレ、

イナラヌ所アリ鳥獸ノ

タニ見ヌ嗅ノ夕ヘカタ

ケレハ鼻ヲフタキテア

ヤシサニ強ヨリテミ

レハ一人死人アリコレ

カ香ナリケリト見程ニ

(183)

此病□エモイハヌ貴キ

観世菩薩成ヌ

此并起居給テ□タマハ

ク汝ハ真ノ、(略)

(188)

并カイケツ様ニ失給ヌ

(192)

最初の例を除けば、両作品共に尊敬表現をしているが、これはむしろ当然といふべきであろう。最初の例に限って、打聞集が尊敬表現をしなかつたのは、主語の「病□」に引かれたからかも知れない。

次に、後半に目を移すことにする。

〔対「玄奘」〕

○鬼ニ値テ讀ミ係ケ給フ所ノ心經、此レ也。(66・16)

○其レヨ亦、貴キ所ニ詣

テ、返リ給トハム為ルニ

(69・14)

○法師大願ヲ立テ、祈リ給

フト云ヘド、其ノ驗无シ。

(70・2)

○法師ノ宣ク、「此ノ船傾ク

(略)

(70・2)

玄奘に対する待遇表現は、打聞集の場合倣かに変化を見せ、尊敬表現に転じていることを知るのである。かかる変化が何故に生じたのか推測の限りでないが、一旦、尊敬表現に転じた後にも、尊敬待遇を与えぬ、

○法師、此レヲ得テ返リ給

フ間、信度河ト云フ河ヲ

渡給フニ

(69・16)

聖人賜テ心毒ト云川ヲ

渡ニ

(195)

の一例を見、更に本話の末尾に到って、

○法師、「多ノ法丈ヲ沈

メムヨ此ノ鍋ヲ与ヘテム

リハ」思給テ、河ニ鍋ヲ投入シ

給ツレバ、平安ニ渡給ヌ

(70・4)

聖多法門ノ沈ヨリハ此
鍋ヲ出ト思テ鍋入ツ船
ナホリテ平安ニ渡ヌ

(198)

の如く、再び「玄奘」に対する尊敬待遇を廃しているのである。

第三節 待遇表現の比較 (三)

打聞集第六話、今昔物語集卷第一の第二五は、前半は、弘法大師が在唐の砌、日本の方に向けて投げた「五銖」(今昔では「三銖」)の落ちた場所を丹生・高野の二柱の明神の導きにより探し当てる話後半は、大師の曾孫弟子に当る「般若僧正」(今昔では「般若寺ノ親賢僧正」)が、入定後の大師の身の回りの世話をする話から成っている。そこで先ず前半、弘法大師に対する待遇表現を見てみる。

(今昔)

○年漸ク老ニ臨給フ程ニ

(105・16)

(打聞)

年漸ク老給程ニ (80)

○「何ゾノ聖人ノ行キ給フ
ゾト」 (106・3)

○大師ノ宣ハク「我レ、唐ニ
シテ三鉢ヲ擲テ禪定ノ

靈穴ニ落ヨト誓ヒキ。今
其所ヲ求メ行ク也」ト。

(106・4)

○「此ノ山人ハ誰人ゾト問
給ヘバ」 (106・12)

このように、兩作品共に、弘法大師に対して尊敬
待遇を与えるのが原則と認められる。例外的に、

○我ガ唐ニシテ擲ゲシ所ノ
三鉢落タラム所ヲ尋ムト
思テ (105・17)

○大師返給テ (106・14)

など、双方に、あるいは一方に尊敬表現の欠落した
例が見受けられるに過ぎない。後半においても、弘
法大師が尊敬待遇を受けている点が変わらない。左の
如くである。

○塵閑マリケレバ、大師ハ見え
給ケル。 (107・6)

ナソノ聖人ノカクテハ
往給ソト云ハ (83)

唐ニテ入定スヘキ所ニ
此五古ハ落トテ投シ所
求往ナリトイテハ給

ハ (83)

大師鷹養ノヲキナニソ
コハタレトカ申ト問給
ハ (89)

大師帰テ (90)

次に、後半の「般若僧正」に対する待遇表現を見
てみる。

○大師ニハ曾孫弟子ニゾ当
ケル。 (107・3)

○彼ノ山ニ詣テ入定ノ峒ヲ
開タリケレバ (107・4)

○新キ剃刀ヲ以テ御髮ヲ剃
奉ケル (107・2)

○緒ヲ直ク挿テ御手ニ懸奉
テケリ。 (107・8)

○御衣、清浄ニ調へ、儲テ着
奉テ出ヌ。僧正、自ら、
室ヲ出ツトテ、今始テ別レ
奉ラム様ニ不覚泣キ悲レ
テ (107・9)

今昔においては、弘法大師に対する待遇とは極め
て対蹠的に、般若僧正に対しては、一切、尊敬表現
を用いていない。両者に対する評価の差異を明示す
るものの如くである。一方、打聞集においては、般
若僧正についても、すべて尊敬表現を以て遇してお
り、今昔物語集との間に際立った差が認められる。

此大師ニハヒキコ弟子
ニナムアタリ給ヒケル
カヤウニ参給テ此密ヲ
開給タリケレハ (93)

新カフソリシテ剃奉リ
給ヒケル (97)

緒ウルワシウスケテ御
手ニ懸奉給ヘリケリ (98)

御装ナムイミシク浄シ
マウケテ著奉給テ室ホ
リフタキ給トテナム今
始テ別レム様ニ不覚ニ
泣給ケル (98)

塵リシツマリテ後ニ大師ハ
見え給ケル (95)

但し、すべての類似説話において、右に述べた如き明瞭な差異が認められるわけではないことも、又事実である。次に、そのことを述べたい。

第四節 未整備の文章

打聞集第一九話、今昔物語集卷第一四の第四一は、弘法大師が神泉苑において請雨経の修法を行う説話である。この説話では、

(今昔)

○大師、言バニ随テ、神泉
ニシテ請雨経ヲ法ヲ令修メ
給フ。
(334・9)

(打聞)

弘法大師為 神泉行請
雨経法給
(329)

の如く、両作品共に大師に尊敬表現を用いている例も有るが、

○一人止事无キ伴僧有テ、
僧都ニ申シテ云ケ、「此ノ
蛇ノ現ゼル何ナル相ゾト、
僧都、答エテ宣ハク、「汝
ガ不知ズヤ。(略)ト。(334・13)

止无僧ノ僧都コレハ何
相ト問レハ大師答云天
竺ニ有阿耨多池ト云池
(略)ト答程。(331)

の如く、打聞集においては尊敬表現を欠いた例もあり、本話について言えば、今昔物語集が弘法大師に

は、すべて尊敬表現を用いているのに、打聞集においては、使用不使用が相半ばしている。又、本話に登場する善女龍王についても、

○善如龍王、此ノ池ニ通ヒ
給フ。
(334) 善女龍王此池ニ通フ
(332)

の如く、両者の行遇表現が異なる。こうした状況をいかに説明すべきかが問題となる。一つは文体面から迫る方法が有ろう。

打聞集の本話は、「冥時神泉池ニテ此ヨリ後御修法行之云々」で締括られていて、文末に陳述の助字「之」が用いられている。この助字を読むか不読にするかは、今問われないとしても、構文そのものは漢文体と見て差支えないであろう。しかしながら、一方において、「止无伴僧四人僧都合五人ナム見ル」に用いられた係助詞「ナム」は、漢文訓読体には見られない語であり、⁽³⁾更に、冒頭文の「行請雨経法給」には補助動詞「給」が用いられていて、これはむしろ和化漢文体の特徴を備えていると見るべき構文である。初めに指摘した「御修法行之云々」すら和化漢文体の一徴證たる接頭辞の「御」を内包しているのである。このようにして、本話全体として、その文体特徴を一定に捉えることが出来ない。一定

に採えられないところに、むしろ本話の文体の特質が存すると見るべきかも知れない。⁽⁴⁾

いま一つは、打聞集が、言われるように説法唱導の為のメモ的性格を一面において持ち、⁽⁵⁾したがって文章表現が未だ十分に整えられていない面を持つものだとする立場から迫る方法である。この立場に立脚すれば、意図的に尊敬語を廢したのではなく、偶々尊敬表現が整えられなかつたに過ぎない、ということにならう。

右に述べたいずれの見方をするにせよ、本話の文章が未だ整備されていない、という点においては一致するであらう。

第五節 尊敬表現欠落の偶然性

打聞集第一八話、今昔物語集卷第一の一の第一は、慈覚大師が入唐の砌、會昌天子（今昔では「惠正天子」）の佛法破滅の事に遭遇し、苦難を重ねる説話である。本話においては、大師に対し、

（今 皆） （打 聞）

○大師、本ノ形ニ成テ在ヌ
（81,2）
大師大形ニ成給ヌ（301）

○暫ク是ニ在マシ世ノ静ニ成ナム後ニ
（81,6）
暫此ニオハシテ事平後ニ出テ（305）
物ナノ給ソ（316）

の如く、兩作品共に、尊敬表現を用いている事例も存するが、一方、

○大師、逃テ一ノ堂ノ内ニ入ヌ
（81,1）
大師逃テ堂内コモリ給
大師悦テ他国ニ逃シメ
給聞
（299）
（302）

○所々同ト見行クニ
（81,5）
處々行給ニ（308）
○足ノ向ク方ニ走ルニ、遙ニ野山ヲ越テ人里ニ出ヌ
（82,4）
足ノ对方ニ走給玄ニ山ヲ越テ人里ニ出給ヘルニ人対タリ（323）

の如く、今昔物語集においては尊敬表現を欠く例や、逆に、
○无限ク貴キ聖人ニ在マシケリ
（83,1）
イミシウ貴カリケル佛カナ
○出テ佛法ヲモ習ヒ可給キ也
（81,11）
佛法学也（305）
（326）

の如く、打聞集において尊敬表現を欠く例が存している。あるいは又、

○大師、是ヲ聞テ喜ビテ成シテ (81・11) 悦成テ (306)

○此ノ人ノ後ニ立テ入ヌ (81・12) 此人共ニ具入 (306)

○奥ノ方ニ歩ビ行ク (81・13) 奥方歩テ後立テ往 (306)

の如く、両作品共に、尊敬表現を欠いている事例も存するのである。いま、本話における総事例数によつて表示すれば左の如くなる。

慈覚大師に対する尊敬表現	打聞	今昔
使用箇所	一三	七
不使用箇所	六	一二
計	一九	一九

打聞集において大師に対して尊敬表現を用いる率が、今昔物語集に比べて高いということが出来る。しかしながら、この事から直ちに、打聞集の慈覚大師に対する敬意度が、今昔物語集よりも高いことにはならない。なぜならば、今昔物語集において何故に尊敬表現が用いられなかったかの説明が出来ない限り、偶々尊敬表現が整えられなかったに過ぎない

のかも知れないからである。

次に、打聞集第五話、今昔物語集巻第一の第二八は、智證大師が三井寺を教待和尚がら譲り受ける説話である。そこで、智證大師に対する待遇表現を見るのに、

○「我ガ門徒、佛法ヲ可伝置キ所ク有ルト、所ニニ求メ行キ給フニ (16・17) 我門徒佛法持ヘキ所求メ往給ニ (60)

は、両作品共に尊敬表現を用いた事例であり、

○其寺ニ至テ寺ノ躰ヲ見ニ極テ貴キ事无限シ (11・1) ソコニオハシテ此寺ノ底ヲ見給ニイト貴シ (61)

は、今昔物語集が尊敬表現を欠く事例である。又、逆に、

○老僧ヲ呼出テ、語ヒ給フ。ヨヒイテ、カタラフ (11・2) (67)

は、打聞集が尊敬表現を欠く事例である。又、

○驚テ隣ナル房ニ行テ此ノ驚テ近隣ナル下法師ノ事ヲ問フニ (12・5) 有ニ問ハ (74)

は、両作品共に尊敬表現を欠く事例である。いま、本話における総事例数によつて表示すれば左の如くなる。

智證大師に對する尊敬表現	打聞	今昔
使用箇所	二	三
不使用箇所	四	三
計	六	六

この數値からは、智證大師に對する兩作品の待遇表現に差異を見出すことは困難である。即ち、いずれかの作品に尊敬表現の用いられていない事例が存在しても、それは、偶々整えられなかつたに過ぎないものかも知れず、したがつて、直ちに、兩作品を尊敬表現の有無の対立という關係において把えることは、出来ないと思ふのである。

このように尊敬表現の欠落に、無意図性・偶然性の存在することが推定されるとすれば、上述の第一、二、三節の諸事例も、あるいは、意味の無い偶然の結果と判断すべきなのであらうか。この点について、更に考察してみたい。

第六節 尊敬表現偶然性の否定

打聞集第二二話、今昔物語集卷第六の第二は、摩騰迦（打聞では「摩等し」）、世法蘭（打聞では「世法蘭」と）と、唐の道士とが法術競べをして、前者が此に勝つという説話である。本話は、摩騰迦の方と道士の方との状況を対比的に描写する方法によつて進行する。本話の待遇表現上、特に注目したいのは、連体格を示す助詞「のレ」が「し」の使い分けである。たに、本話に登場する人物に「のレ」があるいは「がし」の接した事例を、すべて掲げてみる。

(今昔)

(打聞)

- 後漢ノ明帝ノ時 = (348)
- 皆道士ノ方ニ寄レリ (361)
- 道士ノ方ニ申シテ云ク (366)
- 道士ノ方ヨリ (368)
- 道士ノ方ノ法文ハ (369)
- 摩騰法師ノ方ニハ (373)
- 摩騰法師ノ方ヨリ (377)
- 摩騰法師ノ方ノ法文ニ (389)
- 漢明帝ノ御時 (353)
- 皆唐人ノ方ニヨレリ (372)
- 唐ノ方ニ申様 (376)
- 唐人方ヨリ (377)
- 唐人法門 (379)
- 此摩等カ方ニハ (373)
- 广等カ方ヨリ (376)
- 广等カ方法門 (377)

摩騰法師ノ方ノ佛舍利

廣等方ノ□舍利(功)

(36, 10)

摩騰法師ノ方ニ波テ(38)

廣等方ニ引テ(38)

ここに見られるように、今昔物語集においては、「明帝」始め「道士」「摩騰法師」のすべてに「ノ」を接せしめている。これに対して、打聞集においては、「明帝」及び「唐人」「唐(人)」には「ノ」を、一方、「摩騰」には「ガ」を接せしめていて例外が無い。このように、打聞集の場合は、明らかに「ノ」と「ガ」との対立が認められ、したがって、通説に従えば、「唐人」に比べて「摩騰」へ及び「法蘭」が軽視せられていた、ということになるのである。一方、今昔物語集の場合、さような差別がなされていなかったことになるわけである。是には、思考の上で、も早偶然性を介入させる余地は無く、今昔物語集と打聞集との間に、待遇表現上、意味有る対立の存在することを明示するものと判断せねばならないであろう。

とすれば、第一節における「好恵三蔵」、第二節における「玄奘三蔵」、第三節における「弘法大師」と「般若僧正」等の、今昔物語集と打聞集との間に認められる待遇表現の明瞭な差等は、やはり意味

の有る対立を示すものと認定してよいことになろう。

以上掲げた外にも、両作品の間で待遇表現の異なる事例は存するが、も早一々挙げるに及ばないであろう。簡単に纏めれば次の如くなる。

A 打聞・今昔共に尊敬待遇(全例)を与えている

対象 | 釈迦佛 龍樹菩薩 觀世音菩薩 三

代天皇 教行和尚(以上地の文) 祖(全話

文)

B 両作品共に一部用例に尊敬待遇を与えている対

象 | 慈覚大師 智證大師 若君

C どちらか一方で尊敬待遇の与えられている対象

(「打聞で与えられているもの」)

大津皇子 般若僧正 西三条大殿・上

(「今昔で与えられているもの」)

佛舍利 經論 康徳会三蔵 達磨 鳩摩羅(鳩

・什) 弘法大師 国王 玄奘(※印は例外

を含む)

結みに代えて

打聞集と今昔物語集との類似説話は、その伝承において深い関係を有していると考えられているので

